

第415回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和8年4月23日(木)
10:00~11:00

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

-
- 1) イイダコ釣りに関する委員会指示について(事前協議)
 - 2) 全国海区漁業調整委員会連合会における国への要望について(報告)
 - 3) その他

5 その他

香川県海域におけるイダコ釣り期間・時間規制に係る委員会指示について

1. 背景

・香川県におけるイダコの年間漁獲量（県内6漁協）は平成14年(2002年)に約200トンであったが令和7年(2025年)は約4.2トンにまで減少している。

・また、一方でイダコは釣りの好対象となっており、水産課調べによる遊漁の採捕量(推定)は漁獲量の半数程度であった。

・県内の漁業者においては、イダコの資源保護のため再放流等に取り組んでおり、漁業者からは遊漁における資源保護の取組み実施について強い要望があった。

・そこで、県は令和5年度からイダコの資源保護のため、香川県海域におけるイダコの釣りの期間・時間の制限(9/1~10/15の期間の午前中のみ)について、遊漁者に協力を呼び掛け、周知活動や海上指導の結果、概ね協力が得られている。

・しかし、未だ一部の釣り人が制限の時間を過ぎても釣りを行っているといった情報が遊漁船業者から寄せられており、取組みの実行性を高めるため公的規制への移行が求められている。

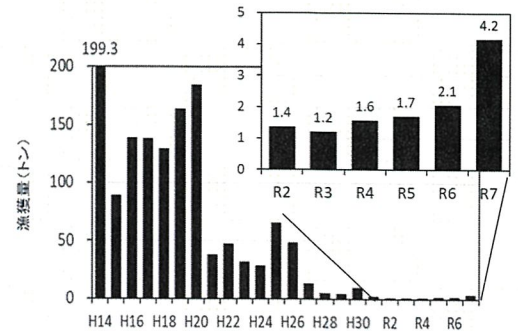


図 県内6漁協市場におけるイダコ取扱量



啓発資料

2. 趣旨

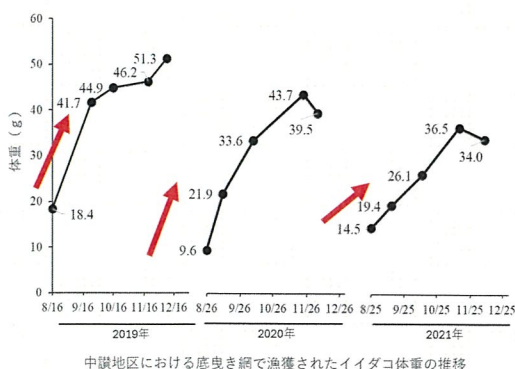
イダコ釣り期間・時間の制限について、開始から3年が経過し、取組みとして定着しているものの、より実効性を高めイダコの資源保護を図るため、漁業法第120条第1項に基づく海区漁業調整委員会による委員会指示を发出するものである。

3. 委員会指示案の概要

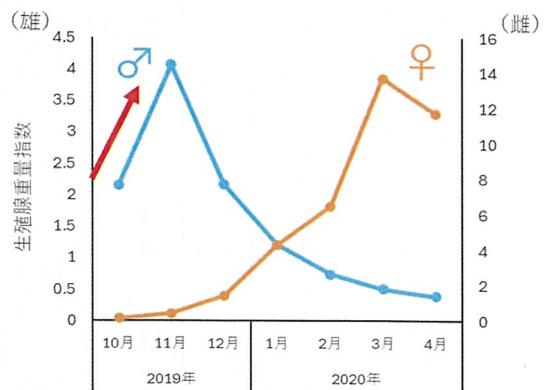
・内容：別添の委員会指示案のとおり。

・制限する期間の考え方：8月の小型のイダコの保護、10月下旬から成熟する親イダコの保護

(参考)



⇒ 8月以降に体重が増加



庵治地区におけるイダコ成熟の推移

⇒ 10月から雄の成熟が進む

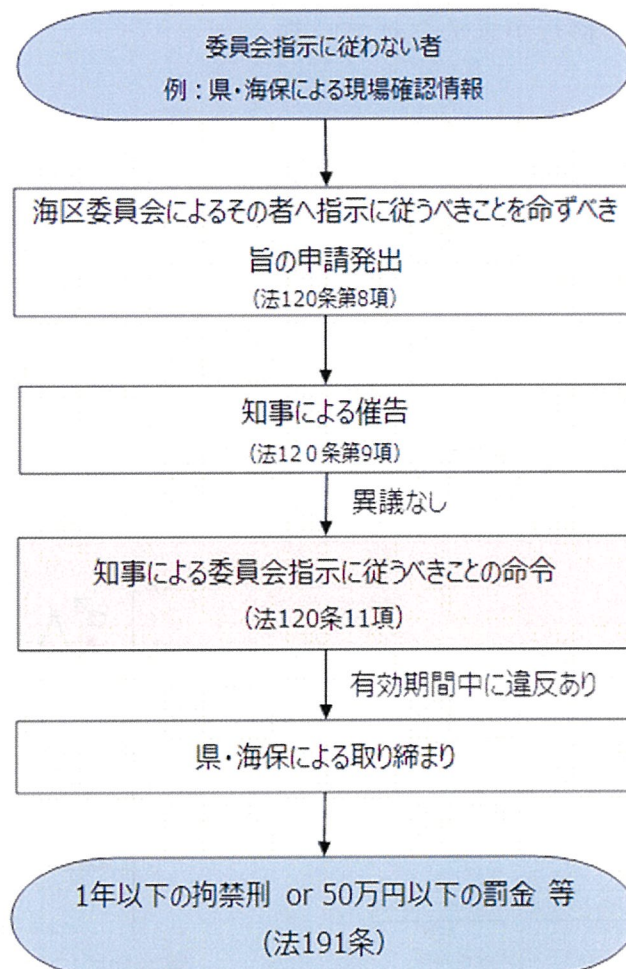
4. スケジュール案

時期	内容
令和8年4月23日	海区漁業調整委員会における委員会指示に関する事前協議（本日）
令和8年5月	知事から海区漁業調整委員会へ委員会指示の発出に関する要請 （※漁業法第120条第3項に基づき、あらかじめ要請の内容を農林水産大臣へ通知）
令和8年5～6月	海区漁業調整委員会における委員会指示の審議 →決定すれば委員会指示発出
令和8年6月～	委員会指示に関するプレスリリース、ほか周知活動開始
令和8年8～10月	現場確認・指導（取締り）

5. 別添資料一覧

- ・委員会指示に係る関係法令
- ・香川海区漁業調整委員会指示案
- ・令和7年度香川県海面利用協議会議事概要（令和8年3月24日開催）

（参考）委員会指示に従わない者への対応フローチャート



委員会指示関係法令等

1 委員会指示

漁業法第120条第1項

海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

※ 委員会指示に従わない場合、直ちに罰することはできない。

漁業法第120条第3項

都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。

2 委員会指示に従わない者があるとき

漁業法第120条第8項

第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

3 知事の命令

漁業法第120条第9項

都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

漁業法第120条第10項

前項の期間は、15日を下ることができない。

漁業法第120条第11項

第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第8項の申請に係る者に対し、第1項の指示に従うべきことを命ずることができる。

4 罰則

漁業法第191条

第120条第11項（第121条第4項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

案

香川海区漁業調整委員会指示第 号

いいだこ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年 月 日

香川海区漁業調整委員会会長 北尾登史郎

1 採捕の制限

次に掲げる海域及び期間においては、釣り（船舶を使用しない釣りを除く。）により、いいだこを採捕してはならない。

一 海域

香川県海面

二 期間

周年。ただし、9月1日から10月15日の期間にあつては午前0時から正午までの期間を除く。

2 適用除外

試験研究を目的として香川県（香川県の委託を受けて採捕する場合を含む。）が採捕する場合については、1の規定を適用しない。

3 指示の有効期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

令和7年度 香川県海面利用協議会議事概要

1. 開催年月日 令和8年3月24日 13時30分～15時20分
2. 開催場所 高松市番町四丁目1-10 香川県庁本館12階 大会議室
3. 出席委員

区分	所属・職名	氏名	備考
漁業関係者	東讃地区底曳網連合協議会・会長	額田 善光	
	内海漁業協同組合・組合員	濱田 祐輔	
遊漁関係者	日本釣振興会香川県支部・支部長	香西真吾	
	遊漁船レッドスナッパー・船長	福島範明	
	遊漁船中村屋・船長	中村幸二	
海洋性レクリエーション関係者	香川県地区小型船安全協会・海上安全指導員	多田幸二	会長代理
	一般社団法人日本水辺安全協会・代表理事	二ノ宮 理江	
学識経験者	高松海上保安部航行安全課・課長	小林喜敬	
	藤本智子法律事務所・弁護士	藤本智子	会長

4. イイダコ釣り期間・時間に係る委員会指示に関する主な意見

・委員会指示について、プレジャーボートの人を締め出してしまうような気がする。9月1日から10月15日の1ヶ月半の間に潮が早い漁場は、小潮で潮止まり時だけしか釣れないので1ヶ月半のうち何回釣りができる機会があるのかと思う。加えて天候にもよるし、危険な海には出てほしくない。一方でたくさん釣れているときに規制をかけるのは難しいので、あまり釣れなくなっている今のタイミングだからこそ、規制をかけるのはできると思う。(海洋レク関係委員)

・イイダコが釣れないので釣りをする人は減っている。逆にその時期にイイダコを増やすために採るのを減らすのがいいと思う。締め出すのではなくて、後で潤うために今ちょっと規制をかけて我慢してもらおうということだと思ふ。委員会指示は、決まりましたと市民に伝える前に事前に告知しておいてほしい。(海洋レク関係委員)

・委員会指示について、どのように周知するのか。一部の人しか知らないということになれば、効力を発揮しないと思う。(学識経験委員)

・一番の問題は海の状況に左右されるということで、一番の敵は環境なのではないか。(漁業関係委員)

・イイダコの釣り期間については、かなり定着している。イイダコは確かにあまり釣れないが、上手な人は少し釣れるようになってきているので、増えてきている実感はある。今年も去年と同じパターンでよいのではないかとと思う。(遊漁関係委員)

・イイダコ釣りの客は年々減っている。ただ、減っている時期だからこそ規制をかけるタイミングなのかなと思う。(遊漁関係委員)

⇒全体として、委員会指示発出について反対の意見はなかった。

香川県海面利用協議会規約

第1 目的

海面における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、香川県海面利用協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第2 職務

協議会の職務は、次のとおりとする。

1. 漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項について調査、検討を行うこと。
2. 海区漁業調整委員会の諮問に応じて、海面における漁業と遊漁との調整について調査、検討を行なうこと。
3. 前号に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について、海区漁業調整委員会に意見を述べること。

第3 組織

1. 協議会の委員は、知事が選任した次に掲げる者により10名以内で構成する。
 - ア. 香川県の管轄区域(以下「当該区域」という。)内における漁業協同組合員
 - イ. 当該区域内に住所を有する遊漁関係者
 - ウ. 当該区域内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であつて、上記以外の者
 - エ. 学識経験を有する者
2. 協議会に会長を置く。会長は、委員の中から互選する。ただし、委員が会長を互選できないときは、知事が委員の中からこれを選任する。

第4 委員の任期

1. 委員の任期は3年とする。
2. 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期が終了しても、後任の委員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第5 委員の解任

知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

第6 会 議

1. 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
2. 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
3. 協議会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
4. 会長は、議事録を作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。
5. 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。

第7 雑 則

以上のほか、協議会は、その会議を経て、その職務の遂行に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

この規約は、平成6年11月1日から施行する。

この規約は、令和5年3月8日から施行する。

この規約は、令和6年8月30日から施行する。